

別冊 1

事務事業概要

平成29年5月

健康福祉部

目 次

1 健康福祉総務課	1
2 福祉監査課	3
3 食品安全課	4
4 業務感染症対策課	5
5 ライフイノベーション課	7
6 地域福祉課	8
7 長寿介護課	10
8 障がい福祉課	12

医療対策局

1 医務国保課	14
2 地域医療推進課	15
3 健康づくり課	17

子ども・家庭局

1 少子化対策課	19
2 子育て支援課	21

〈支え合いの福祉社会づくり〉

1 災害救助対策

大規模災害発災時に災害救助法を適用し、被災者救助活動を行います。

市町を通じ、自然災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給するとともに、住居、家財等に損害を受けた世帯に対し災害援護資金を貸し付け、被災者の救済を行います。

また、災害に備え、市町の福祉避難所確保を支援するとともに、救助に必要な備蓄物資（毛布）の管理や災害救助基金の積立を行います。

2 健康福祉部の地域機関

(1) 保健所

保健所名	管内区域	所在地
桑名	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	桑名市中央町5丁目71
鈴鹿	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5丁目117
津	津市	津市桜橋3丁目446-34
松阪	松阪市 多気町 明和町 大台町	松阪市高町138
伊勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町628-2
伊賀	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802
尾鷲	尾鷲市 紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号
熊野	熊野市 御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383

*四日市市については、平成20年度から四日市市が保健所を設置しています。

(2) 福祉事務所

福祉事務所名	管内区域	所在地
北勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5
多気度会	明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町628-2
紀北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号
紀南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383

*多気町については、平成23年度から多気町が福祉事務所を設置しています。

(3) 児童相談センター及び児童相談所

名 称	管 内 区 域	所 在 地
児童相談センター		津市一身田大古曾694-1
北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	四日市市大字泊村977-1
中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市 松阪市 多気郡	津市一身田大古曾694-1
南勢志摩児童相談所	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	伊勢市勢田町628-2
伊賀児童相談所	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802
紀州児童相談所	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1番1号

(4) その他の地域機関

名 称	所 在 地
松阪食肉衛生検査所	松阪市大津町883-2
動物愛護推進センター	津市森町2438-2
女性相談所	津市一身田大古曾657
国 児 学 園	津市栗真町屋町524
障害者相談支援センター	津市一身田大古曾670-2
草の実りハビリテーション センター	津市城山1-29-25
公衆衛生学院	津市夢が丘1-1-17
こころの健康センター	津市桜橋3-446-34
小児心療センター あすなろ学園	津市城山1-12-3
保健環境研究所	四日市市桜町3684-11

〈支え合いの福祉社会づくり〉

1 社会福祉法人等の指導監査等

社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、指導監査等を実施し、福祉サービス事業の適正かつ円滑な運営の確保を図ります。

2 福祉行政指導監査

保育行政並びに児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および老人福祉法に係る措置事務等について、市町、県福祉事務所および児童相談所に対し、適正に実施されているか指導監査を行い、福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保を図ります。

3 有料老人ホームの検査

関係法令・通知で規定する設備・運営基準等の遵守状況についての検査を行い、適正な老人福祉の確保を図ります。

4 公益法人等立入検査

健康福祉部関係公益法人、移行法人に対し、立入検査を行い、適正な運営の確保を図ります。

5 社会福祉法人等の認可等

社会福祉法人の設立認可および定款変更・合併・解散等の認可についての事務を行います。

健康福祉部関係の一般法人の公益認定並びに公益法人および移行法人に関する事務を行います。

6 市町における地域密着型サービスに係る指導監督

市町における地域密着型サービス事業者等の指導監督等の事務に係る助言・指導に関する事務を行います。

〈薬物乱用防止と動物愛護の推進等〉

1 動物愛護管理推進事業

関係団体等と連携し、動物愛護週間事業や動物愛護教室等を実施するとともに、動物による危害発生防止に取り組みます。また、動物愛護管理の拠点となる三重県動物愛護推進センター（あすまいる）を平成29年5月に開所し、犬・猫の殺処分数ゼロに向けた取組等を推進します。

2 生活衛生諸費

生活衛生営業施設の監視指導や講習会等を行います。また、市町が行った引取者のない死亡人の埋葬又は火葬に要した費用について「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき負担します。

〈食の安全・安心の確保〉

1 食の安全総合監視指導事業

食の安全・安心を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導を実施します。また、関係団体と連携し、食品事業者が行う自主衛生管理の促進に取り組みます。

2 食の安全食品検査事業

食の安全・安心を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品中の残留農薬や微生物等の検査を実施します。

3 食品表示適正化指導事業

食品表示の適正化を図るため、監視指導や科学的検査を実施するとともに、消費者や食品事業者に対して食品表示法の周知に取り組みます。

4 食の安全食肉衛生事業

安全で安心な食肉・食鳥肉を提供するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。

〈薬物乱用防止と動物愛護の推進等〉

1 薬物乱用防止対策事業

「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、関係機関と連携して、危険ドラッグ等の取締り、薬物乱用防止教室による啓発や薬物依存症者等に対する回復支援を中心とした再乱用防止に取り組みます。

2 薬事審査指導費

医薬品等の品質、有効性および安全性を確保するため監視等を行うとともに、県民に対して医薬品等の正しい知識を提供し、適正な使用の推進に取り組みます。

3 薬局機能強化事業

病院・薬局における薬剤師の確保を図るとともに、在宅医療への参画に向け、薬剤師の資質向上に取り組みます。また、在宅医療への参画に係る研修や災害時の被災地への医薬品供給等に活用できるモバイルファーマシーの導入に取り組みます。

4 血液事業推進費

県民の医療に必要な血液製剤を確保するため、関係機関と連携して献血者の確保や若年層への啓発活動等に取り組むとともに、医療機関における血液製剤使用の適正化を図ります。

〈感染症の予防と拡大防止対策の推進〉

1 感染症対策基盤整備事業

感染症情報化コーディネーターのスキルアップ研修を実施するとともに、各施設等で感染予防を普及啓発する推進者の養成研修を実施します。また、感染症情報システムを活用し、コーディネーターや推進者、各施設等と連携しながら感染予防や感染拡大防止を図ります。

2 結核・感染症発生動向調査事業

感染症の流行時期を考慮しながら県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生情報を収集、解析し、関係機関や県民に情報提供を行うことで、感染症の発生や感染拡大の未然防止を図ります。

3 防疫対策事業

県民が感染症に罹患した際には適切な医療に導くとともに、保健所等関係機関が迅速に対応することにより、感染拡大を防止します。また、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を更新するとともに、新型インフルエンザ等対策訓練を行い、感染症の発生時に備えます。

4 エイズ等対策費

エイズや肝炎等の無料検査の実施、正しい知識の普及啓発、相談・指導体制の充実等により、感染拡大防止を図ります。また、ウイルス性肝炎患者等のフォローアップ事業や検査費用の助成を行い、重症化予防を図ります。

5 結核対策事業

訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施するとともに、高齢者や外国人等に対して正しい知識の普及啓発を行い、結核患者の早期発見や適切な治療につなげるための支援を行います。

6 予防接種対策事業

三重県予防接種センターにおいて、県民や市町等からの相談に対応するとともに、市町と連携して接種率向上、誤接種の防止、健康被害者の救済等を行います。また、無料の風しん抗体検査を実施し、先天性風しん症候群の発生を予防します。

〈ものづくり・成長産業の振興〉

1 みえライフイノベーション総合特区促進プロジェクト事業

医療機器・医薬品等の製品開発や販路開拓の促進のため、M i e L I P等との連携による企業マッチング等を実施するとともに、薬用植物の産地形成に向けた環境整備のための支援を行います。また、認知症ケアを見据えた製品・サービスの創出のため、認知症の人やその家族、医療・介護関係者、企業等が意見交換できる仕組みを構築し、介護する側に加えて認知症の人自身にも目を向けた生活支援機器等の開発を支援するとともに、製品等の改良・開発につなげるためのニーズ収集や販路開拓等の支援を行います。

〈介護の基盤整備と人材の育成・確保〉

1 福祉人材センター運営事業

福祉人材センターに福祉・介護職場に係る求人・求職情報を集約し、無料職業紹介や福祉職場説明会の実施など、福祉・介護職場での就労を希望する人への支援を行います。

2 福祉・介護人材確保対策事業

若者や離職者等に対する介護職員初任者研修の実施と就労支援、学生等に対する福祉・介護の魅力発信、小規模事業所等に対する人材確保と定着のための支援、潜在的有資格者の介護職場への再就業促進、シニア世代の介護職場への就労支援などを行います。

3 三重県介護従事者確保事業費補助金

地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者確保のため、「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町や介護関係団体等を支援します。

〈支え合いの福祉社会づくり〉

1 日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービスの利用援助等を行う三重県社会福祉協議会の活動を支援します。

2 民生委員活動費

地域住民や要援護者等に対して相談・支援等を行う民生委員・児童委員に対し活動費を支給します。

3 社会福祉研修センター事業費補助金

福祉施設職員の資質向上を図るため、三重県社会福祉協議会の社会福祉研修センターが実施する研修事業に助成します。

4 福祉サービス運営適正化事業補助金

三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に応じ問題解決を支援します。

5 三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業

障がい者や高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、必要な方に利用証を交付するとともに、事業者等に「おもいやり駐車場」の設置について協力を依頼するほか、さまざまな主体と連携して制度の普及啓発を図ります。

6 地域公共交通バリア解消促進事業

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差解消、内方線整備等）に対する支援を行います。

7 生活保護扶助費

生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、自立に向けた支援を行います。

8 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域（郡部）において生活困窮者の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むとともに、市町（福祉事務所設置自治体）においても自立支援の取組が円滑に進められるよう、必要な情報提供等を行います。

9 戦没者慰霊事業

戦没者、戦災死没者を追悼し、冥福を祈念するため、県戦没者追悼式を開催するとともに、全国戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」慰霊式に参列します。また、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、若年世代の参加を促します。

〈子育て支援と家庭・幼児教育の充実〉

1 生活困窮家庭の子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、郡部の生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む）の子どもに対して学習支援を実施し、高校進学率等の向上を図ります。

〈地域医療提供体制の確保〉

1 在宅医療推進事業

在宅医療の枠組み（フレームワーク）等に基づき、地域における在宅医療提供体制に向けた体制整備や人材育成に対する支援を行い、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる在宅医療体制の充実を図ります。

〈介護の基盤整備と人材の育成・確保〉

1 介護保険制度施行経費

介護給付の適正化を図るため、介護認定審査会委員の研修等を実施するとともに、「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画）」が最終年度を迎えることから、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たな計画の策定に取り組みます。

2 介護給付費県負担金

介護保険財政の安定化を図るため、各市町等保険者が行う介護給付等に要する費用のうち、介護保険法の定めるところにより、都道府県分を負担します。

3 介護支援専門員資質向上事業

介護支援専門員の資質向上・資格管理のため、各種研修（専門研修、更新研修等）を実施します。また、主任介護支援専門員研修や、必要な能力の保持・向上のため更新研修を実施します。

4 介護サービス基盤整備補助金

施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。また、優先度の高い人が適正に特別養護老人ホームに入所できるよう、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適正な運用を図ります。

5 介護サービス施設・設備整備推進事業

高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型サービスの整備等を支援します。

6 地域包括ケア推進・支援事業

地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員の研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、新しい総合事業の充実や在宅医療・介護連携の強化に向けて、意見交換会や研修の実施により市町を支援します。さらに、訪問看護ステーションの運営の安定化・効率化を図るため、研修等を実施します。

7 医療介護総合確保提案支援事業

地域包括ケアシステム構築に向けて広域的、専門的人材を養成するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、リハビリ専門職の人材育成や医療従事者に対する医療・介護連携強化のための研修などに取り組む市町や介護関係団体等を支援します。

8 認知症ケア医療介護連携事業

認知症の早期発見・早期治療につなげるため、より身近な地域で専門的な医療を受けることができるよう、連携型認知症疾患医療センターを新たに指定します。また、医療と介護の連携強化等のため、認知症連携パスの普及・定着およびバージョンアップを図るとともに、市町に設置する認知症初期集中支援チームの活動をサポートします。

9 認知症地域生活安心サポート事業

認知症の人と家族への地域での支援体制の構築に向けて、認知症サポーターのステップアップのための研修体制を整備するとともに、認知症コールセンターの利便性の向上を図ります。また、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の人と家族からの相談に応じるとともに、若年性認知症の人の就労支援のため民間企業を対象とした研修を実施します。さらに、高齢者虐待を防止するため、引き続き高齢者の権利擁護のための研修を実施します。

〈支え合いの福祉社会づくり〉

1 高齢者健康・生きがいづくり支援事業

元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう、地域で自主的に活動する高齢者団体を養成するため研修を実施するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。

〈障がい者の自立と共生〉

1 障がい福祉総務費

障害者基本法に基づく三重県障害者施策推進協議会、障害者総合支援法に基づく三重県障害者自立支援協議会、精神保健福祉法に基づく三重県精神保健福祉審議会等の開催を通じて、障がい者福祉施策を適切に推進します。また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」が最終年度を迎えることから、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たなプランの策定に取り組みます。

2 障がい者の地域移行受け皿整備事業

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組むほか、神奈川県相模原市の障害者支援施設における事件をふまえ、障害者支援施設等の安全対策強化のための支援に取り組みます。また、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置するなど、過剰児の地域移行を進めます。さらに重度障がい者等が円滑に地域移行できるよう、宿泊体験の機会の提供などの生活支援を行います。

3 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業

医療的ケアが必要な障がい児（者）とその家族が地域で安心して生活できるよう、受入れのモデルとなる拠点を設置し、医療と福祉が連携した仕組みづくり等を行うスーパーバイザーや医療的ケアのできる看護師の配置を支援するなど、地域における支援体制を構築します。また、医療機器購入や喀痰吸引研修受講費の補助により、障害福祉サービス事業所等の受入れを促進し、日中活動の場やレスパイト先の確保を図ります。

4 障がい者就労支援事業

経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、共同受注窓口において、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行い、一層の受注拡大を進めます。また、社会的事業所の安定的な運営に向けた支援や、一般就労における就労の定着のために必要な支援を実施します。

5 障がい者相談支援体制強化事業

各障害保健福祉圏域において、就業・生活相談と障がい児の療育相談を実施するとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等専門性の高い相談事業を行います。

6 人材育成支援事業

障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、相談支援従事者研修、サービス管理者研修、強度行動障がい支援者養成研修などの各種研修を実施するとともに、三重県障害者自立支援協議会の人材育成部会において、研修項目の体系化や評価方法を検討します。

7 精神障がい者保健福祉相談指導事業

地域移行コーディネーターの配置やアウトリーチ事業を実施するとともに、新たに措置入院患者等地域定着支援員を配置して、精神障がい者の措置入院退院後の地域定着支援や支援体制づくりを進めます。また、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール依存症治療が必要な方の早期発見、早期介入や啓発、人材育成の取組を進めます。

8 障がい者権利擁護推進事業

障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動を進めるほか、三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして、差別の解消に向けた取組を推進します。また、研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、「三重県手話言語条例」を受けて策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

9 障がい者の持つ県民力を発揮する事業

障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の活動に参加します。

〈地域スポーツと障がい者スポーツの推進〉

1 障がい者スポーツ推進事業

平成33年の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けて、選手の練習環境の整備、選手の遠征の支援、団体競技予選会の誘致や障がい者スポーツ指導員の養成等に取り組みます。また、国内外の大会で活躍できる選手を育成するため、選手への練習プログラムの提供等を行うとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地誘致に向けて、県内施設での競技団体の合宿や世界大会等の大規模大会の誘致を図ります。

〈地域医療提供体制の確保〉

1 医療安全支援事業

医療安全支援センターにおいて医療に関する相談窓口事業を実施するほか、医療事故調査制度の施行もふまえ、県内医療機関において必要となる設備整備に対する支援や県内支援団体の体制整備を図ります。

2 国民健康保険調整交付金

市町の医療費水準や所得水準の違いによる国民健康保険財政の格差是正のため、県調整交付金を用いて財政調整を行います。

3 国民健康保険財政安定化基金積立金

平成30年度からの国保財政運営の都道府県化に向けて、財政の安定化のため、「国民健康保険財政安定化基金積立金」を積み立て、県および市町に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保します。

4 後期高齢者医療費等負担金

後期高齢者の適切な医療の確保を図るため、「高齢者の医療の確保に関する法律」の定めるところにより、三重県後期高齢者医療広域連合が支弁する医療費のうち、都道府県分を負担します。

5 子ども医療費補助金

子どもが必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

6 一人親家庭等医療費補助金

一人親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

7 障がい者医療費補助金

障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

〈防災・減災対策を進める体制づくり〉

1 災害医療体制強化推進事業

大規模災害発生時の受援体制の充実・強化を図るため、災害医療コーディネーター研修や災害看護研修等を実施することにより、災害医療に精通した人材の育成を進めます。また、国が実施する大規模地震時医療活動訓練に参加し、国、他県、医療機関等との連携強化を図ります。

〈地域医療提供体制の確保〉

1 医療審議会費

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議において関係者による協議を行うとともに、三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催し、地域医療介護総合確保基金に係る平成29年度県計画を策定します。また、平成30年度から平成35年度を対象期間とする次期保健医療計画の改訂に取り組みます。

2 回復期病床整備事業費補助金

高度急性期・急性期から回復期、慢性期まで、患者の状態に合った適切な医療提供体制を構築するため、回復期病床等、地域で不足する医療機能を整備する取組を支援します。

3 小児在宅医療推進事業

医療・福祉関係者等の連携体制の構築や人材育成など、各地域における小児在宅医療に対する取組の支援を行い、切れ目のない医療・福祉サービスの提供体制の整備に取り組みます。

4 医師確保対策事業

医師の不足・偏在の解消を図るため、医師修学資金貸与制度の運用、初期臨床研修医の定着支援、「女性が働きやすい医療機関」認証制度、女性医師等への子育て・復帰支援などの取組を通じて、若手医師等の県内定着を進めます。

5 医師等キャリア形成支援事業

医師の不足・偏在の解消を図るため、三重県地域医療支援センターにおける修学資金貸与医師等を対象とした三重専門医研修プログラムを運用するとともに、へき地等の地域医療の担い手を育成するため、研修医等を対象に三重県地域医療研修センターにおいて実践的な研修等を実施します。

6 ナースセンター事業

未就業の看護師等に対して、無料就業斡旋等による再就業支援を行うとともに、看護の魅力の普及啓発を通じて、医療機関等の看護職員不足の解消を図ります。また、免許保持者の届出制度に基づき把握した情報をもとに、再就業に向けた取組を進めます。

7 看護職員確保対策事業

多様な保育ニーズに対応できる病院内保育所の設置に向けた支援の充実を図るとともに、医療勤務環境改善支援センターにおける医療機関のニーズに応じた相談、専門家派遣などの取組を通じて、医療従事者の離職防止、復職支援を図ります。また、医療機関や訪問看護ステーション等に対し研修受講に係る費用を補助することにより、認定看護師（認知症看護）の育成を図ります。助産師については地域偏在の解消や助産実践能力の向上を図るため、引き続き助産師出向システムの取組を進めます。

8 救急医療体制推進・医療情報提供充実事業

救急医療機関の情報提供を行う三重県救急医療情報システムを運用するとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。なお、現行の医療情報システムが平成29年9月に保守期限を迎えることから、新システムへの更新を行います。

9 三次救急医療体制強化推進事業

重篤な救急患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航に必要な経費を支援します。

10 周産期医療体制強化推進事業

周産期母子医療センターの運営や設備整備を支援するとともに、周産期医療ネットワーク体制の構築、新生児ドクターカーの運営を行い、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

〈がん対策の推進〉

1 がん予防・早期発見事業

がん検診の受診率向上のため、有効な手法の導入を各市町に対し引き続き働きかけるとともに、先駆的・モデル的な市町の取組に対する支援を行います。また、がんに対する県民の理解を深めるため、企業、関係機関・団体等と連携し、がん検診やがんに対する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、小中学校の児童生徒を対象としたがん教育を実施します。さらに、「三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）」の改訂を行います。

2 がん医療基盤整備事業

がんの実態を把握するため、三重大学医学部附属病院と連携して精度の高いがん罹患情報の収集・集計（がん登録）に取り組むとともに、市町、医療機関へ集計・分析結果を情報提供します。また、がん診療に携わる医療機関の施設・設備の整備を支援するなど、がん医療提供体制の充実を図ります。

3 緩和ケア体制推進事業

緩和ケアに関する知識・技能を持った医療従事者等を養成するため、がん診療連携拠点病院等が実施する緩和ケア研修等の事業に対して支援します。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性等、緩和ケアに関する正しい知識について、広く県民に対して普及啓発を行います。

4 がん患者等相談支援事業

がん患者とその家族のための相談を引き続き実施するとともに、がん患者の治療と仕事の両立支援のため、就労等の社会生活を支援する相談や企業への訪問、説明会を通じた、治療と仕事が両立できる環境整備に取り組みます。

〈こころと身体の健康対策の推進〉

1 三重の健康づくり推進事業

ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、NPO、企業、市町等と連携して健康づくり活動を促進するとともに、大学、医療機関、関係団体等と連携し、食育活動の推進や生活習慣病の発症予防・重症化予防等に取り組みます。また、「健康づくり基本計画」の中間評価を行う中で、効果的な健康づくり対策等について検討します。

2 健康増進事業

40歳以上の住民を対象に実施する市町の保健事業を支援するとともに、生活習慣病の予防、早期発見のため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に向けた普及啓発を行います。

3 歯科保健推進事業

歯科保健対策を推進するため、口腔保健に関する啓発やフッ化物洗口の普及拡大等に市町、関係機関・団体等と連携して取り組むとともに、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の改訂を行います。また、各地域の要介護者等の在宅口腔ケアや歯科治療の充実、介護予防等に取り組むため、地域口腔ケアステーションの機能充実を図ります。

4 地域自殺対策緊急強化事業

県自殺対策情報センターを中心に、こころの健康問題に対する正しい知識の普及や、支援できる人材の育成に取り組むとともに、各課題に対応した取組を行っていきます。また、引き続き計画的に自殺対策を推進するため、「第2次三重県自殺対策行動計画」の改訂を行います。

5 指定難病等対策事業

治療が極めて困難で長期療養や高額な医療費を必要とする難病患者等を対象に、医療費助成（医療費の自己負担額の軽減）を行うなど、治療の促進を図るための取組を進めます。

〈少子化対策を進めるための環境づくり〉

1 少子化対策県民運動等推進事業

結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、さまざまな主体の参画を得ながら、少子化対策推進県民会議を開催するほか、「みえ・たい3（たいキューブ）・スイッチ」関連イベントや子育て応援情報の発信などを行います。

2 子どもの育ちの推進事業

子どもの育ちや子育て家庭を応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」などと連携し、各種イベントの実施や、「みえの子ども応援プロジェクト」によるNPO・団体の取組支援などを進めます。また、企業等と連携して子育て家庭を応援するため、「子育て家庭応援クーポン協賛店舗」への登録を働きかけます。

3 子育て家庭応援事業

市町と連携し「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を開催するなど、子育て家庭を応援する取組を促進します。

4 子ども・若者対策事業

三重県青少年健全育成条例に基づき、立入調査等を行うとともに、子どものネット被害防止に向けて、青少年の携帯電話等のフィルタリング利用の啓発等に努めます。また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を進めます。

5 男性の育児参画普及啓発事業

「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児参画の普及啓発やイクボスを推進する企業の取組の支援に加え、企業と連携して男性の育児休暇の取得が促進されるよう情報発信を行うとともに、自然体験を通じて子育てに男性が関わる取組を進めます。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 みえの出逢い支援事業

「みえ出逢いサポートセンター」における出逢いイベント等の情報提供のほか、「高等教育機関コンソーシアムみえ」と連携して大学生がライフプランやキャリアデザインを考える環境整備を推進するとともに、新たに市町の結婚支援担当者会議を設置し、データや先進事例の情報共有を通して取組を支援するなど、総合的な結婚支援に取り組めます。

〈子育て支援と家庭・幼児教育の充実〉

1 親の学び応援事業

乳幼児の親同士の交流の機会の提供や父親等を対象に子育てを考える場づくりを市町や企業と連携して開催します。また、県内の幼稚園や保育所等における野外体験保育の普及や家族の絆一行詩コンクールを実施するとともに、「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、気運醸成や市町と連携した取組を進めます。

〈防災・減災対策を進める体制づくり〉

1 私立幼稚園施設耐震化整備費補助金

私立幼稚園における屋内運動場等の天井等落下防止対策事業に対して助成を行い、安心して学べる環境の整備を促進します。

〈あらゆる分野における女性活躍の推進〉

1 DV対策基本計画推進事業

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、市町や民間団体と連携して、被害者相談・保護・自立支援等を行うとともに、相談員や関係者の資質向上のための研修会、DV防止の街頭啓発を実施します。

〈少子化対策を進めるための環境づくり〉

1 思春期ライフプラン教育事業

子どもたちが、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中学生を対象とする「赤ちゃんふれあい体験事業」や市町内の全ての中学において「命の教育セミナー」を実施する市町への補助等を行います。また、大学生や若手従業員等が、自らのライフプランやキャリアプランを考える機会の提供に取り組みます。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 不妊相談・治療支援事業

特定不妊治療および男性不妊治療への助成、特定不妊治療の上乗せ助成、第2子以降の不妊治療、不育症治療や一般不妊治療（人工受精）への助成を行います。また、「不妊専門相談センター」において、不妊や不育症に関する相談や治療に関する情報提供を行います。

2 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業

各市町の実情に応じた母子保健体制の整備に向け、母子保健活動の核となる人材の育成、事業推進のための情報交換会、研修会を実施するとともに、妊娠届出時アンケートの評価等を通じた関係機関との連携強化、母子保健体制構築アドバイザーによる各市町の現状分析や情報提供等を行い、市町を支援します。

3 産後ケア事業

産院退院後の支援が必要な産婦に対し、助産所または医療機関の空きベッドを活用し、宿泊、日帰りまたは訪問により、産婦の心身のケアや育児サポート等を行う市町への助成を行います。

〈子育て支援と家庭・幼児教育の充実〉

1 教育・保育給付事業

保育所や認定こども園等に対し、市町が支弁する施設型給付費や地域型保育給付費の負担等をすることにより、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。

2 保育対策総合支援事業

保育士確保のための保育士・保育所支援センター事業や保育士修学資金貸付等を行うとともに、障がい児受入れのための環境整備や家庭環境に配慮が必要な児童のための保育士加配等を支援することにより、待機児童の解消や保育基盤の整備等を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭および子どもを対象として、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援）を実施する市町を支援します。

4 放課後児童対策事業費補助金

放課後児童クラブの運営・施設整備や、ひとり親家庭の利用料への支援を行うとともに、放課後児童クラブ支援員への県資格認定研修等を実施することにより、放課後児童の健全育成に努めます。

5 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

家庭の環境によって子どもの将来が左右されることのないよう、市町が実施するひとり親家庭の子どもへの学習支援等に対し、事業費の一部を補助します。

6 子どもの貧困対策推進事業

「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困対策の推進を図るため、子どもの貧困対策の好事例の収集や情報共有を行い、県、市町、関係団体等の連携を深め、各地域の実情に応じた多様な支援体制の整備や県民への機運醸成を図ります。

7 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業

県立子ども心身発達医療センターおよび県立かがやき特別支援学校（分校）の一体整備に向けて、センターの舗装工事等の建築関連工事を実施するとともに、機器整備、移転作業等開設準備を行います。

8 医療支援事業

途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園・認定こども園への導入を促進するとともに、医療従事者等を対象とした研修会を開催するなど、地域の関係機関によるネットワークづくりを進めます。

9 保育専門研修事業

多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、新規採用保育士や子育て支援員（地域型保育コース）に対する研修や、保育現場で求められる専門性の向上に向けた研修等を行うとともに、市町が実施する研修への支援を行います。

10 私立幼稚園振興等補助金

私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、経常費の一部を助成することにより、幼児教育の維持および向上を図るとともに、園児の就園上の経済的負担を軽減し、幼稚園の経営基盤の安定化を図ります。

11 認定こども園等整備事業

認定こども園の施設整備や認定こども園等における教育の質を向上させるための研修を実施するとともに、幼児教育の質の向上のための環境整備を行い、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ります。

〈児童虐待の防止と社会的養護の推進〉

1 児童一時保護事業

児童相談所に併設する一時保護所等にて被虐待児童等を保護し、児童の安全を図るとともに、専門職による心のケアなどを行います。また、医療機関等への一時保護委託を実施し、乳幼児や治療を必要とする被虐待児童等へのケアを行います。

2 児童虐待法的対応推進事業

児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、アセスメントの精度を高めるとともに、医療現場での児童虐待の早期発見・対応につなげるため、医療従事者を対象とした研修の充実を図ります。

3 市町児童相談体制支援推進事業

市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣などを行うとともに、市町職員対象の研修の充実を図ります。

4 若年層における児童虐待予防事業

医療・保健・教育等が連携し、思春期保健事業に取り組むとともに、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の専門相談を引き続き開設し、若年層における児童虐待の未然防止を図ります。

5 家庭的養護推進事業

「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、民間とも協働しながら、多角的に里親制度の普及啓発や里親支援の充実を図り、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化、児童家庭支援センターの設置を促進します。また、里親を対象としたスキルアップ研修を充実し、養育スキルの向上に取り組みます。

6 家族再生・自立支援事業

入所児童の施設退所に向け、児童の支援を行う人材の育成を図るとともに、処遇向上や家庭復帰に向けた取組を通じて自立を支援します。また、施設等の退所者が施設等へ帰省した際の経費の一部を補助します。

別冊2

三重県アルコール 健康障害対策推進計画

三重県
平成29年3月

はじめに

交通死亡事故をなくすこと、自ら命を絶ってしまう方をなくすこと、児童虐待をなくすこと、県民の皆様が健康を害さないこと。これらは三重県にとって、解決しなければならない非常に重要な課題ですが、いずれも不適切な飲酒により、引き起こされることがある課題でもあります。また、不適切な飲酒は、肝機能障害、がん、脳卒中などの飲酒者自身の健康被害にとどまらず、家族への心理的影響、労働力低下による社会的影響など、多方面にわたってマイナスの影響を及ぼしており、厚生労働省研究班の推計では、年間4兆円を超える社会的損失があるともいわれています。

「酒は百薬の長とはいへど、よろずの病は酒よりこそ起これり」

吉田兼好は、「徒然草」の中でこのように記しており、不適切な飲酒は戒めるべきものであることを私たちに教えてくれています。

三重県では、これまで、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に基づく取組や、アルコール依存症患者に対して、救急医療からその後の対応まで多機関が連携して支援にあたる仕組みづくりなど、アルコール健康障害への対策を進めてきました。また、四日市圏域で行われている一般医療と精神科医療等が連携して早期発見・治療にあたる取組は「三重モデル」として、全国のモデルともなっているところです。

このような中で、国によるアルコール健康障害対策基本法の制定を受けて、このたび、対策を一層進めるために、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定いたしました。

この計画では、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底してアルコール健康障害の発生の防止を図るとともに、相談体制、治療体制の整備や関係機関の連携強化などにより、アルコール依存症の方を早期に発見して治療につなげ、社会復帰に向けて本人やその家族をしっかりと支援する体制づくりを進めることとしています。

平成29年度からは、計画に基づき、市町や医療機関、自助グループ等と連携しながら、対策を一層推進し、アルコール健康障害やそこから引き起こされる様々な社会問題を、少しでもなくしていきたいと考えていますが、これには県民の皆様のご理解、ご協力が不可欠です。「適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会」に向けて、共に取り組んでまいりましょう。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただいた三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

三重県知事 鈴木 英敬

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 アルコール健康障害に関する三重県の現状	3
1 飲酒者の状況	3
2 アルコール依存症患者の状況	3
3 アルコール健康障害に関連して生じる問題の現状	5
第3章 基本理念と基本方針	7
1 基本理念	7
2 基本方針	7
第4章 重点課題及び取組の具体的内容	8
重点課題1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、 アルコール健康障害の発生を予防	9
重点課題2 アルコール健康障害の早期発見・早期介入	10
重点課題3 アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備	13
重点課題4 アルコール依存症の治療体制の整備	15
重点課題5 アルコール関連問題に対応できる人材の育成	16
重点課題6 アルコール関連問題に関する調査研究の推進	17
第5章 計画の推進体制等	19
1 計画の推進体制	19
2 計画の進行管理と見直し	19
参考資料	21

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景

酒類は、古来より日本の文化や伝統に深く浸透しており、人々の生活に豊かさや潤いを与えるものである一方で、不適切な飲酒は、肝臓などの臓器疾患や依存症など、アルコール健康障害*の原因となります。

さらにアルコール健康障害は、本人の健康問題だけでなく、飲酒運転、イッキ飲み事故、暴力、虐待、失業、自殺など、その人の家族や周囲の人々への深刻な影響や重大な社会問題を引き起こします。

このことから、国では、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」という。）が、平成26年6月に施行されました。

また、基本法において定められた、アルコール健康障害対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、平成28年5月に閣議決定されました。基本計画においては、基本理念として、①アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること、②アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされることとする旨が掲げられています。

本県では、飲酒運転に関して、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」が平成25年7月に施行され、全国に先駆けて医療や教育の観点から対策を推進しています。また、アルコール健康障害への対策として、アルコール関連問題に対応するための「アルコール救急多機関連携マニュアル」を作成、配布することなどにより、地域の支援体制の強化に努めています。

基本法において、都道府県は、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。

本県においても、基本法の施行や国の基本計画の策定をふまえ、本県のアルコール健康障害対策をさらに推進するため、国の基本計画を基本としながら、本県における実情に即した内容も盛り込んだ、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

*「アルコール健康障害」とは、アルコール健康障害対策基本法第2条で記されている「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」をいいます。

2 / 計画の位置付け

この計画は、基本法第14条第1項の規定に基づき、三重県が策定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」です。

本県の長期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン」や、「三重県保健医療計画」、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重県飲酒運転0（ゼロ）めざす基本計画」等の関連する他の計画との整合を図ったものとしています。

3 / 計画の期間

この計画の期間は、国の基本計画の計画期間が平成28年度から平成32年度までの5年間とされていることなどをふまえ、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
アルコール健康障害対策推進基本計画（第1期）					（第2期）
三重県アルコール健康障害対策推進計画（第1期）					見直し

第2章 アルコール健康障害に関する三重県の現状

1 飲酒者の状況

- 平成22年国民健康・栄養調査報告によると、本県の飲酒習慣者（男性）※の割合は28.6%で、全国で最も低い状況となっています。

※飲酒習慣者(男性)とは、週3日以上飲酒し、飲酒日1日あたり1合以上を飲酒すると回答した人

- 平成23年度県民健康意識調査によると、毎日飲酒する人(成人)の割合は15.7%となっています。生活習慣病予防対策を推進する観点から、「三重の健康づくり基本計画」(平成25年度～平成34年度)においては、毎日飲酒する人(成人)の割合を10年後には13.3%まで減少させることを目標としています。
- また、同調査では、飲酒習慣のある未成年者の割合は9.5%となっており、未成年者は身体発達の途上で臓器の機能も未完成であり、アルコールの影響を受けやすい傾向にあることから、「三重の健康づくり基本計画」では、飲酒習慣のある未成年者の割合を10年後には0%とすることを目標としています。
- 県母子保健報告によると、妊娠中の飲酒率は、平成27年度は1.9%であり、経年的には減少傾向にあります。

表1 妊娠中の飲酒率の推移 (％)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
妊娠中の飲酒率	4.7	4.0	3.4	3.4	1.9

出典：三重県子ども・家庭局子育て支援課「母子保健報告」

2 アルコール依存症患者の状況

- 平成25年に厚生労働省の研究班より、全国のアルコール依存症の経験者は109万人と推計されることが報告されています。この結果を本県に置き換えた場合、本県のアルコール依存症の経験者数は1.6万人と推計することができます。

表2 アルコール依存症の経験者数の推計

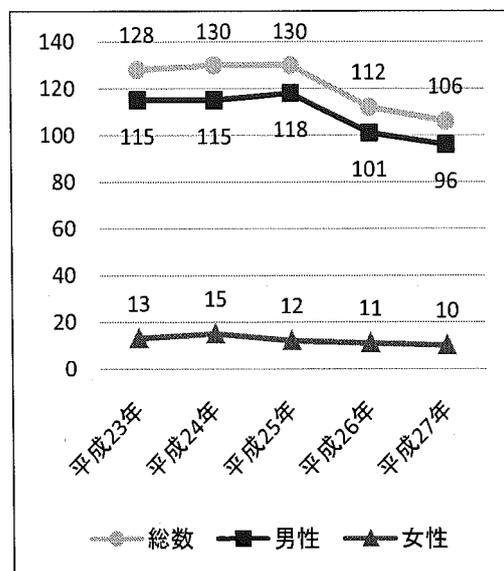
	全国			三重県*		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
アルコール依存症の経験者数(推計数)	95万人	14万人	109万人	1.3万人	0.2万人	1.6万人

*全国の推計数より有病率を算出し、三重県の男女別の20歳以上人口(平成24年10月)に乗じて推計数を算出
出典：厚生労働省「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」(平成25年度)

- 本県のアルコール使用による精神及び行動の障害による入院者数*は、平成27年は106人で、男性は96人、女性は10人でした。経年的には、総数及び男性・女性ともに減少傾向にあります。

*入院者数とは、当該年の6月30日現在の精神科病院における入院者数を指しています。

図1 アルコール使用による精神及び行動の障害における入院者数の推移

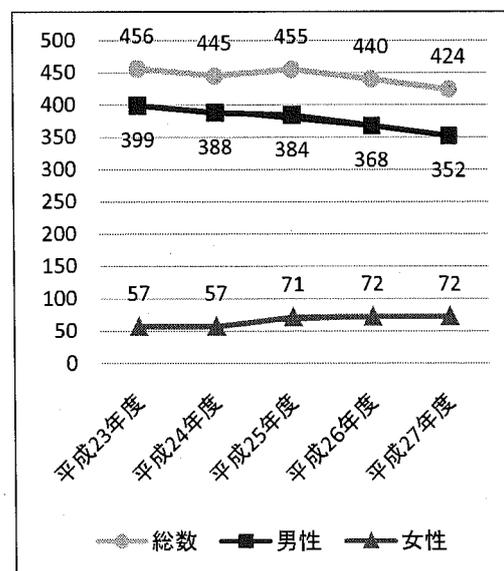


出典：厚生労働省「精神保健福祉資料（630調査）」

- 本県のアルコール使用による精神及び行動の障害による自立支援医療（精神通院医療）*を受給して通院している者の人数は、平成27年度は424人で、男性は352人、女性は72人でした。経年的には、総数及び男性は減少傾向にありますが、女性は増加傾向にあります。

*自立支援医療（精神通院医療）とは、公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するものです。

図2 アルコール使用による精神及び行動の障害における自立支援医療受給者数の推移



出典：三重県調査

3 アルコール健康障害に関連して生じる問題の現状

(1) 飲酒運転

- 本県の平成27年の飲酒運転による人身事故件数は44件、死亡事故件数は1件で、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行後の各種取組強化の結果、減少してきています。また飲酒運転取締件数は、平成27年は795件です。

表3 飲酒運転事故等の推移 (件)

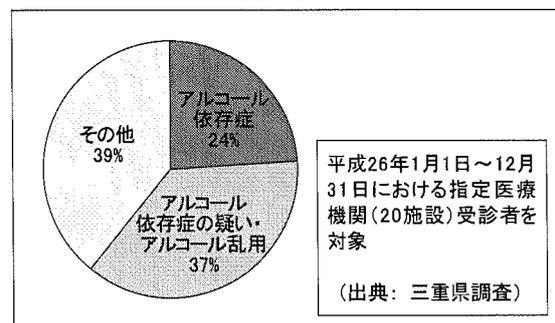
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
飲酒運転による人身事故件数	66	73	63	55	44
飲酒運転による死亡事故件数	6	4	3	9	1
飲酒運転取締件数	619	618	665	774	795

出典：三重県「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす年次報告」

- 本県では、飲酒運転の根絶のために「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」（平成25年7月1日施行。受診義務については、平成26年1月1日施行）を制定しています。この条例において、飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けなければならないこととされています。平成27年度は、飲酒運転違反者744人に対して受診義務に関する通知を行ったところ、325人の受診結果報告があり、受診率は43.7%となっています。

- 平成26年度に県が実施した指定医療機関を対象とした調査では、回答のあった指定医療機関（回答率76.9%）を受診した飲酒運転違反者は78名でした。受診した飲酒運転違反者の診断名は、アルコール依存症が19名（24%）、アルコール依存症の疑い・アルコール乱用が29名（37%）、その他30名（39%）となっており、飲酒運転違反者の多くは、アルコール依存症又はその疑いがあることが明らかとなっています。

図3 指定医療機関に受診した飲酒運転違反者の診断名内訳



(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待

- 本県のDV相談対応件数は、平成27年度は1,083件で、経年的には約1,000件前後で推移しています。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の保護命令違反者を対象に行われた研究では、飲酒に関する問題を有していた者が約4割であったことが報告されています。

表4 DV相談対応件数の推移 (件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
DV相談対応件数	987	963	1,044	1,012	1,083

出典：三重県「女性相談所統計」

- 本県の児童虐待相談対応件数は、平成27年度は1,291件で、経年的には増加傾向にあります。
- 簡易版「アルコール白書」（日本アルコール関連問題学会等編）によると、虐待のために施設に保護された児童の親では、アルコールなどの物質乱用の問題を持つ場合が多いとされています。

表5 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移 (件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童虐待相談対応件数	930	1,022	1,117	1,112	1,291

出典：三重県「子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書」

(3) 自殺

- 本県の自殺者数は減少傾向にありますが、平成27年の人口動態統計によると339人と前年度に比べて若干増加しています。このうち30～59歳の男性の自殺者数は、自殺者全体の5割を占めており、自殺死亡率も高い状態が続いています。
- 自殺予防総合対策センター（現：自殺総合対策推進センター）が実施した心理学的剖検による実態調査によると、自殺で死亡した中高年の男性有職者の多くが、アルコール依存症の診断に至らないまでも、自殺前の1年間に身体やこころに影響が生じるほどの飲酒や、飲酒による対人関係のトラブルなど、アルコールと関連した問題を抱えていたことがわかっています。

表6 自殺者数の推移 (人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
自殺者数	359	370	348	310	339

出典：厚生労働省「人口動態統計」

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

アルコール健康障害に関して本県がめざすべき社会の目標像を次のとおりとし、これを基本理念とします。

アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします。

2 基本方針

基本理念とする社会の実現を図るため、次の3つを基本方針として、アルコール健康障害対策を推進します。

3つの基本方針

- ① アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- ② アルコール健康障害当事者とその家族を支援します。
- ③ アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

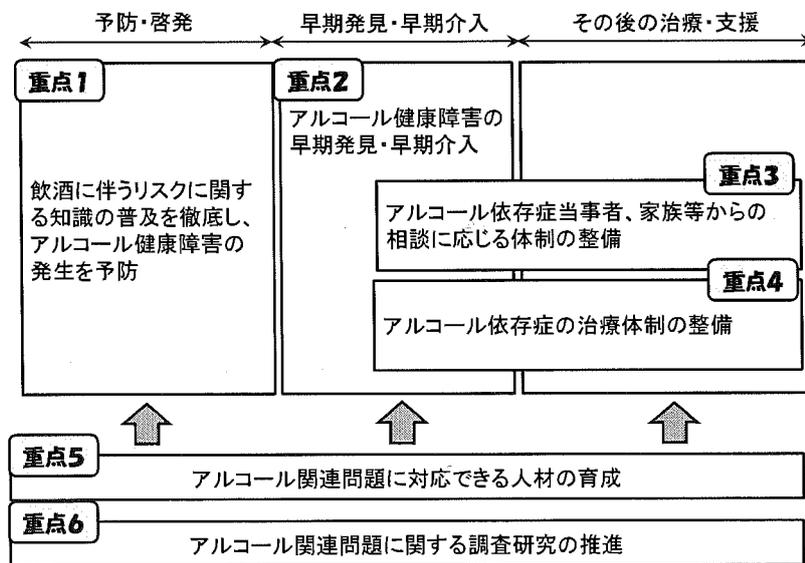
第4章 重点課題及び取組の具体的内容

第3章で掲げた基本理念を実現するため、アルコール健康障害に関する本県の現状をふまえ、6つの課題を重点的に取り組むべき課題（重点課題）とし、それぞれについてめざす姿を定めて、取組を進めます。また、達成すべき数値目標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルにより対策を推進していきます。

6つの重点課題

1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防
2. アルコール健康障害の早期発見・早期介入
3. アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備
4. アルコール依存症の治療体制の整備
5. アルコール関連問題に対応できる人材の育成
6. アルコール関連問題に関する調査研究の推進

三重県アルコール健康障害対策推進計画イメージ図



重点課題 1

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防

【現状等】

本県の飲酒習慣者（週3日以上飲酒し、飲酒日1日あたり1合以上を飲酒すると回答した人）（男性）の割合は、28.6%（平成22年国民健康・栄養調査報告）と全国的には低位であるものの、アルコール依存症の経験者は1.6万人と推計されます（平成25年厚生労働省研究班調査から推計）。

また、未成年者、妊産婦など飲酒すべきでない者の飲酒率もそれぞれ9.5%（平成23年度県民健康意識調査）、1.9%（県母子保健報告）となっており、飲酒に伴うリスクを教育・啓発することで、アルコール健康障害の発生を予防する必要があります。

【めざす姿】

- 飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について、県民の正しい理解が進むとともに、不適切な飲酒の防止が図られています。

【数値目標】

目 標 項 目	現状値	目標値 (平成33年度)
毎日飲酒する人の割合	15.7% (平成23年度)	13.3%
飲酒習慣のある未成年の割合	9.5% (平成23年度)	0%
飲酒する妊婦の割合	1.9% (平成27年度)	0%

【具体的な取組内容】

① 教育・啓発

- 小、中、高等学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒がアルコールの心身に及ぼす影響などを正しく理解するとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を身につける教育を充実させます。（教育委員会）
- 小、中、高等学校において啓発リーフレットを配布するなどにより、児童生徒に加え、保護者への啓発を図ります。（健康福祉部）
- 大学等関係機関と連携し、大学生への啓発に努めます。（健康福祉部）
- 官公庁、企業、産業医等と連携し、従業員等への啓発に努めます。（健康福祉部）
- 啓発リーフレット等を活用し、医療機関等での患者に対する啓発に努めます。（健康福祉部）
- 自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムが確実に履行

- されるように指導します。(警察本部)
- 自助グループの活動と連携し、県民への啓発を行います。(健康福祉部)
- アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日まで)等に、県民への啓発活動を行います。(健康福祉部)
- 県のホームページ等で、アルコール関連問題に対する取組や施策等を掲載し、広く啓発します。(健康福祉部等)

② 不適切な飲酒の防止

- 少年による飲酒行為について、街頭補導活動を強化し、必要な注意、助言等を行います。(警察本部)
- 関係団体が開催する未成年者飲酒防止キャンペーン等への参加、非行防止教室の開催等を通じて、未成年者飲酒防止の広報啓発活動を推進します。(警察本部)
- 酒類販売業者、酒類提供者及び関係業界に対し、年齢確認の徹底、従業員研修等の実施、店内における啓発活動の促進、酒類自動販売機の適切な管理等を要請します。また、悪質な業者等に対する取締りを強化します。(警察本部)
- 風俗営業管理者等に対する管理者講習を通じて、未成年者への酒類提供の禁止について周知徹底します。また、風俗営業所への立入り等を通じて、営業所での未成年者への酒類提供について指導、監督を行います。(警察本部)
- 妊婦の飲酒について、市町や産婦人科が連携して、「妊娠届出時アンケート」や「妊婦健診票」を活用して、飲酒の有無を把握するとともに、適切な保健指導ができるよう、協力・支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)

重点課題2 アルコール健康障害の早期発見・早期介入

【現状等】

国の基本計画においては、全国でアルコール依存症を現在有する者(推計数58万人)のうち、「アルコール依存症の専門治療を受けたことがある」と回答している者は22%しかおらず、一方で、アルコール依存症を現在有する者の83%は「この1年間に何らかの理由で医療機関を受診した」と回答しており、一般医療機関から専門的に治療を行う医療機関への紹介が適切に行われておらず、専門的治療につながっていない可能性があることが指摘されています。

一方、三重県では四日市圏域において、早期発見、早期治療を目的とし、一般医療と精神科医療等が連携する取組が、全国に先駆けて始められており、「三重モデル」として、全国のモデルともなっています。この「三重モデル」をふまえながら、各圏域において、地域の実情に応じた早期発見、早期介入の連携体制を構築するこ

とが必要です。

また、アルコール依存症は、飲酒運転やDV、児童虐待、自殺等の社会問題との関連も指摘されており、本人の治療のためだけでなく、社会問題を解決するためにも、これらの対策とも連携しながら、アルコール依存症を早期に発見し、治療や支援につなげる必要があります。

【めざす姿】

- 潜在的なアルコール依存症患者がいると各関係機関が理解した上で、アルコール依存症が疑われる者を、関係機関から早期に専門的に治療を行う医療機関や相談・支援機関へつなぐことができる仕組みが構築されています。

【数値目標】

目 標 項 目	現状値	目標値 (平成33年度)
アルコール依存症治療について、地域の精神科、内科、一般救急とアルコール依存症の専門医療機関等との連携体制が構築されている障害保健福祉圏域数	—	3か所以上
三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例による違反者の受診率	43.7% (平成27年度)	50%以上

【具体的な取組内容】

- ① 早期発見・早期介入のための関係機関の連携
 - 各障害保健福祉圏域において、アルコール依存症当事者等への危機介入や治療につなげるための保健所、市町、医療機関、警察、消防等関係機関の連携体制を構築します。(健康福祉部)
- ② 一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
 - アルコール依存症治療について、地域の精神科や内科、一般救急とアルコール依存症の専門医療機関等が連携して対応できるよう、「アルコール救急多機関連携マニュアル」の活用などにより、各障害保健福祉圏域における連携体制の構築を図ります。(健康福祉部)
- ③ 相談・支援機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
 - こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」を活用することなどにより、アルコール依存症が疑われる者等について、関係機関から専門的に治療を行う医療機関や自助グループへの紹介が円滑に行えるように

- 情報提供します。(健康福祉部)
- こころの健康センターにおける依存症専門相談や保健所における精神保健福祉相談において、アルコール依存症が疑われる者等に対して適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、適切な支援を行います。(健康福祉部)
 - 医療保険者による特定健診・特定保健指導を実施する医師・保健師等に対して、アルコール健康障害に関する内容を盛り込んだ特定保健指導実践者研修等を実施します。(健康福祉部医療対策局)
 - アルコール依存症が疑われる従業員等への対応について、企業等の産業保健スタッフが専門的に治療を行う医療機関等と連携が図れるよう支援します。(健康福祉部)
- ④ 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく施策と連携した早期発見、早期介入
- 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づき、飲酒運転違反者に対して、受診義務を課した通知を発送するとともに、受診した旨の報告を求めます。また、通知発送後60日を経過しても受診した旨の報告が無い飲酒運転違反者に対しては、受診するよう勧告します。(環境生活部)
 - 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく、飲酒運転違反者への受診義務の通知にあたって、飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係について掲載したパンフレットを同封し、情報提供を行います。(環境生活部)
 - 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を県庁に設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談に応じるとともに、アルコール関連問題について、必要な情報提供を積極的に行います。(環境生活部)
 - 飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存症のおそれがある場合には、医療機関への受診を促します。(警察本部)
 - 飲酒運転により、運転免許の停止処分を受けた者に対し、運転免許証返還時に医療機関への受診を促します。(警察本部)
- ⑤ DV対応、児童虐待対応、自殺対策等との連携
- DV相談の対応窓口である女性相談所、各市町女性相談窓口等とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)
 - 児童虐待の相談の対応窓口である児童相談所、各市町家庭児童支援室等とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)

- 自殺予防の相談窓口である自殺対策情報センター（こころの健康センター）の自殺予防・自死遺族電話相談、面接相談において、アルコール依存症が関連している者については、アルコール依存症の専門医療機関等を紹介します。（健康福祉部医療対策局）
- 保健所や市町、相談支援機関等を対象に、アルコール問題を含む自殺に関する研修等を開催することで、連携を図ります。（健康福祉部医療対策局）
- 福祉事務所生活保護担当課、生活困窮者自立支援相談窓口、地域包括支援センター等の相談機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。（健康福祉部）
- 酩酊者や泥酔者を保護した場合等において、アルコール依存症又はその疑いがあると認められる者については、保健所長に通報・連絡するなどして、その後の対応につなげます。（警察本部）

重点課題3 アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備

【現状等】

アルコール健康障害に関する相談は、こころの健康センターのほか、保健所、市町障がい福祉担当課、自助グループ等において行われています。

その一方で、支援を必要とするアルコール依存症当事者やその家族がどこに相談に行けばよいかわからず、早期の支援につながらなかったケースもみられます。

そのため、こころの健康センター、保健所等が中心となり、幅広い関係機関や、自助グループ等との連携により、適切な相談、指導を行い、社会復帰の支援につなげる体制づくりが必要です。

【めざす姿】

- 各地域において、アルコール関連問題の相談拠点を核とした相談体制が整備され、アルコール依存症当事者及びその家族がわかりやすく気軽に相談でき、確実に治療や支援につながっています。

【数値目標】

目 標 項 目	現状値	目標値 (平成33年度)
県全域の核となるアルコール関連問題相談拠点の整備数	—	1か所
アルコール関連問題の相談体制が整備されている障害保健福祉圏域数	—	9か所

【具体的な取組内容】

① 地域における相談支援体制の構築と充実

- こころの健康センターを県全域の核となるアルコール関連問題相談拠点、保健所を地域のアルコール関連問題相談拠点と位置付けて、市町、自助グループ等と連携した相談支援体制づくりを進めます。(健康福祉部)
- こころの健康センターにおいて、県全域のアルコール関連問題相談拠点として、アルコール依存症当事者及びその家族等を対象に専門電話相談、専門面接相談、医師相談を実施するとともに、必要に応じ、相談者が専門的に治療を行う医療機関や自助グループにつながるための支援を行います。また、アルコール依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催し、家族のアルコール依存症当事者への関わり方を支援します。(健康福祉部)
- 保健所において、地域のアルコール関連問題相談拠点として、市町障がい福祉担当課等と連携しながら、アルコール関連問題に関する相談を実施します。(健康福祉部)
- こころの健康センターにおいて、アルコール依存症当事者を含む依存症者及びその家族を支援する地域の保健所、医療機関、相談支援事業所、警察、保護司、自助グループ等が情報共有、連携を図ることを目的として、依存症ネットワーク会議を開催します。(健康福祉部)
- アルコール関連問題に関する相談窓口について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページなどで県民への周知を図ります。(健康福祉部)
- アルコール依存症当事者の社会復帰について、アルコール関連問題相談拠点、医療機関、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、自助グループ等の関係機関が連携して支援できる体制づくりを進めます。(健康福祉部)

② 民間団体の活動と連携した相談支援

- アルコール依存症当事者への相談支援や社会復帰において重要な役割を果たしている自助グループへの支援を行います。(健康福祉部)
- こころの健康センターが開催する依存症ネットワーク会議や依存症研修会等の機会を活用し、自助グループの役割を啓発します。(健康福祉部)
- こころの健康センター及び保健所等が行う相談支援について、自助グループとの連携を強化し、アルコール依存症当事者やその家族が自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。(健康福祉部)
- アルコール依存症の専門医療機関等と自助グループとの連携の強化を支援し、アルコール依存症当事者が医療機関から自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。(健康福祉部)

重点課題4 アルコール依存症の治療体制の整備

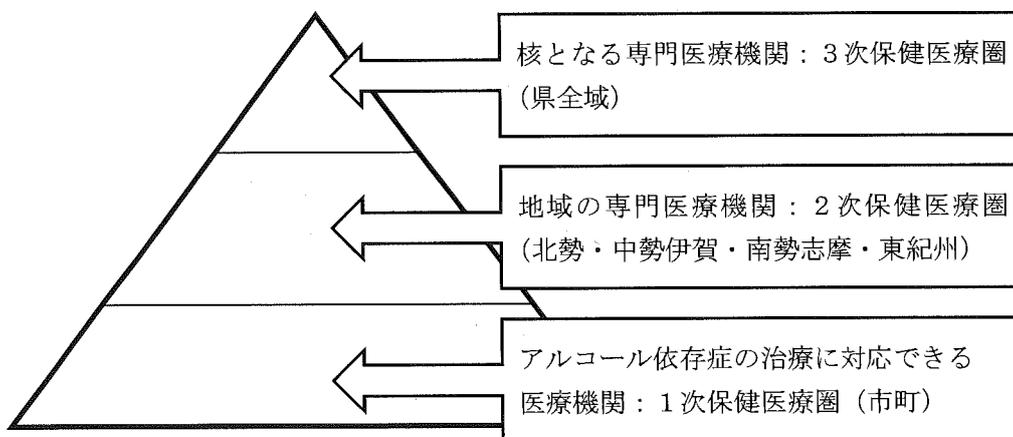
【現状等】

国の基本計画では、すべての都道府県においてアルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を1か所以上整備することが目標とされています。

本県においては、依存症治療に対応している精神科病院は4か所、アルコール依存症治療に対応している診療所は2か所、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関は33か所（平成29年2月現在）ありますが、国の定める要件を備えた県全域の核となる専門医療機関を整備するとともに、各地域における地域の専門医療機関及びアルコール依存症の治療に対応できる医療機関による重層的な治療体制の整備を行う必要があります。

【めざす姿】

- 専門医療機関を中核として、各地域でアルコール依存症の治療体制が整備され、アルコール依存症当事者が、速やかにかつ継続的に治療を受けることができている。



【数値目標】

目 標 項 目	現状値	目標値 (平成33年度)
県全域の核となる専門医療機関の整備数	—	1か所以上
地域の専門医療機関の整備数	—	4か所以上
三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関数	33か所 (平成28年度)	40か所以上

【具体的な取組内容】

- ① アルコール依存症の治療体制の整備
 - 治療が困難なアルコール依存症の専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた県全域の核となる専門医療機関の整備を図ります。(健康福祉部)
 - 地域で早期にかつ継続的にアルコール依存症の専門治療が受けられるよう、地域の専門医療機関の整備を図ります。(健康福祉部)
 - アルコール依存症当事者等が必要な治療を受けられるよう、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関をはじめ、アルコール依存症の治療に対応できる医療機関の整備を進めます。(健康福祉部)
 - アルコール依存症当事者等が状況に応じて必要な治療を受けられるよう、専門医療機関やアルコール依存症の治療に対応できる医療機関のネットワークの構築を図ります。(健康福祉部)
 - アルコール依存症の専門医療機関等について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページなどで県民への周知を図ります。(健康福祉部)

重点課題5 アルコール関連問題に対応できる人材の育成

【現状等】

アルコール健康障害について、医療関係者や行政関係者の関心や知識が十分ではなく、医療・保健・福祉・警察・消防等の様々な関係者がアルコール関連問題への対応に苦慮している状況が見受けられます。

【めざす姿】

- アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる医師、看護師、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、介護関係職員等の人材が育成され、アルコール健康障害の発生予防につながるとともにアルコール依存症当事者及びその家族等が必要な支援を受けられています。

【具体的な取組内容】

- ① アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成
- アルコール依存症当事者等が必要な治療を受けられるよう、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関を増やすため、医師研修を実施します。（健康福祉部）
 - 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関に対して、アルコール依存症にかかる診断技術の向上やアルコール依存症を専門的に治療する医療機関との連携強化を目的とした研修会を開催します。（健康福祉部）
 - アルコール健康障害に対応できる各専門分野の医師等を増やす方策を関係機関等と検討し、人材育成を推進します。（健康福祉部）
 - 救急医療や一般医療に携わる医師等に、「アルコール救急多機関連携マニュアル」などを配布し、活用を図ることにより、アルコール依存症の専門医療機関以外の機関に理解を深める取組を行います。（健康福祉部）
 - 依存症問題に関する支援力の向上を目的として、保健所や市町障がい福祉課等のアルコール依存症当事者及びその家族の相談に応じる機関や児童相談所、福祉事務所生活保護担当課、地域包括支援センター等、アルコール関連問題に対応している様々な関係機関を対象に研修を行います。（健康福祉部）
 - アルコール依存症にかかる専門性向上のため、国等が実施する研修に保健所職員等を派遣するなど、支援力の向上を図ります。（健康福祉部）
 - アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材育成のための研修教材の充実を図ります。（健康福祉部）

重点課題6 アルコール関連問題に関する調査研究の推進

【現状等】

本県のアルコール関連問題における詳細な実態は把握できていない面があります。調査研究を推進し、それを基に施策を充実させていくことが必要です。

【めざす姿】

- アルコール関連問題に関する実態把握や調査研究が進み、これをふまえた施策の充実が図られています。

【具体的な取組内容】

- ① アルコール関連問題に関する調査研究の推進
 - 国における調査研究や先進事例等の情報提供を受け、アルコール関連問題の実態把握や取組の改善に努めます。(健康福祉部)
 - 医療機関等の関係機関と連携・協力しながら、本県のアルコール健康障害対策の充実に資する実態把握や調査研究の取組の推進を図ります。(健康福祉部)

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

「アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざす」という基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

(1) 県、市町及び関係機関等の役割

- 県は、計画の推進のため、国及び市町、関係機関と連携を図り、基本理念を実現するために、重点課題ごとに定めた取組を進めます。また、こころの健康センターは、県全域の核となるアルコール関連問題相談拠点として、依存症専門相談の実施や人材育成、県全体の相談機関の連携体制の構築を行います。各保健所は、地域のアルコール関連問題相談拠点として、相談を受けるとともに地域のアルコール関連問題への対応について市町等関係機関と連携し、支援体制の構築を図ります。
- 市町は、住民にとって最も身近な行政機関として、県等と連携し、母子保健相談や健康相談等の保健事業や福祉サービス提供等の福祉事業のさまざまな事業においてアルコール関連問題の視点をもって取り組むことが期待されます。
- 医療機関等の関係機関は、県が実施するアルコール健康障害対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療や支援を行うことが期待されます。
- 県民は、アルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことが期待されます。

(2) 県の体制

本計画に基づき、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、保健、教育、警察など、それぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 計画の進行管理と見直し

計画を着実に推進するため、「計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act)」のサイクルにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。また、本計画は平成33年度を目標年度として実施するものですが、本計画の進捗等の状況変化により、必要性が生じた場合は、計画期間においても適宜見直しを行います。

① 計画 (Plan)

本計画により、県におけるアルコール健康障害対策を推進するために必要な施策を定めます。計画策定については、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会において調査審議を行ったうえで、三重県精神保健福祉審議会等で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

② 実行 (Do)

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、保健、教育、警察等の各分野が協議・連携し、総合的に推進します。

③ 評価 (Check)

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。とりまとめた年次報告について、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会等において報告し、施策の達成状況について調査等を行うとともに、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

④ 改善 (Act)

評価によって明らかになった施策等の課題について、次年度以降の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。

1 / 計画策定の経過

この計画の策定にあたっては、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会等において審議いただくとともに、三重県議会健康福祉病院常任委員会への報告やパブリックコメントを実施しました。

年月日	経過等
平成28年8月31日	第1回アルコール健康障害対策推進部会
平成28年11月9日	第2回アルコール健康障害対策推進部会（中間案検討）
平成28年12月13日	三重県議会健康福祉病院常任委員会へ中間案を報告
平成28年12月20日～ 平成29年1月18日	パブリックコメントの実施
平成29年2月10日	第3回アルコール健康障害対策推進部会（最終案検討）
平成29年3月7日	三重県精神保健福祉審議会へ最終案を報告
平成29年3月8日	三重県議会健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告
平成29年3月14日	三重県障がい者支援施策総合推進会議で最終案を審議
平成29年3月25日	計画の公表も含めたアルコール関連問題啓発フォーラムの開催
平成29年4月～	計画に基づく施策推進

2 / 三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会委員名簿

(敬称略 五十音順)

所属	職名	氏名	備考
医療法人山下会 かすみがうらクリニック	副院長	猪野 亜朗	
三重県酒造組合	専務理事	上田 学	
四日市アルコールと健康を考える ネットワーク	事務局長	片岡 千都子	
三重県精神科病院会	会長	齋藤 純一	
公益社団法人三重県医師会	理事	齋藤 洋一	
三重産業医会	会長	酒井 秀精	
三重県保健所長会	所長	鈴木 まき	
一般社団法人三重県病院協会	理事	高瀬 幸次郎	
三重大学大学院医学系研究科 臨床医学系講座消化器内科学	教授	竹井 謙之	会長
三重県小売酒販組合連合会	事務局長	服部 定	
公益社団法人三重県断酒新生会	事務局長	宮崎 學	
独立行政法人国立病院機構 榊原病院	院長	村上 優	
三重県立こころの医療センター	院長	森川 将行	

三重県アルコール健康障害対策推進計画

平成29年3月

三重県健康福祉部障がい福祉課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話059-224-2273 FAX 059-228-2085
E-mail shoho@pref.mie.jp

三重県手話施策推進計画

三 重 県

平成 29年3月

「手話は言語である。」平成18年、このことが国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において明記され、平成23年には、我が国でも、障害者基本法において、手話が言語として規定されました。

平成25年には、鳥取県において全国に先駆けて手話言語条例が制定され、これを契機に、同様の条例制定が全国の自治体で広がる中で、本県においては、平成27年2月、三重県聴覚障害者協会から三重県手話言語条例の制定を求める要望書が県に提出されました。その後、当事者の方々の想いを反映できるよう、三重県議会に設置された「三重県手話言語に関する条例検討会」による検討を経て、平成28年6月、三重県手話言語条例が制定され、平成29年4月1日から施行されます。

三重県手話言語条例に基づき、ろう者のコミュニケーション手段である手話を大切にし、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県では、このたび、平成29年度から平成32年度までの4年間の具体的な取組方策を定めた「三重県手話施策推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、手話の普及や手話通訳を行う人材の育成等の取組を進め、ろう者と聞こえる人がお互いに人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげていきたいと考えています。

手話は、人と人をつなぐ懸け橋です。

県民の皆さん、まずは手話にふれていただき、日常のちょっとした場面で、手話を使ってみていただければと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって、熱心にご審議いただきました三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会の委員の皆様方をはじめ、パブリックコメント等を通じ、貴重なご意見やご教示いただきました県民の方々、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成29年3月

三重県知事 鈴木 英敬



目次

第1章 総論	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 基本理念	2
5 施策体系	2
第2章 施策の展開	4
1 基本的施策と具体的な取組	4
施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】	4
施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】	6
施策3：手話の普及等【条例第10条】	7
施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】	9
施策5：事業者への支援【条例第12条】	10
施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】	11
2 数値目標	14
第3章 計画の推進	15
1 計画の推進体制	15
2 計画の進行管理と見直し	16
参考資料	17
1 三重県における聴覚障がい者の数	17
2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況（全国）	17
3 三重県における登録手話通訳者の数	17
4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数	17
5 三重県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数	17
6 計画の策定経過	18
7 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿	18
8 三重県手話言語条例（概要）	19

◆第1章 総論

1 計画策定の背景

手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指の動き、表情等により視覚的に表現される言語であり、我が国においては明治時代に始まり、ろう者をはじめとする、関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ、発展してきました。

しかしながら、大正時代に手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、聾学校では読唇と発音訓練を中心とする口話法が導入されたことから、手話が自由に使えず禁じられた歴史もありました。

三重県立聾学校では、昭和55年に聴覚障がい教員に対する情報保障として、また中学部・高等部の生徒に対する行事等での説明手段として、手話を取り入れるとともに、平成5年以降は幼稚部・小学部の教育活動でも手話を取り入れ、全国に先駆けて手話を活用した指導及び支援に取り組んできました。

国際的には、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）において、手話が言語であることが明記されました。我が国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正など国内法の整備が進められ、平成26年には障害者権利条約が批准されました。

このような中、三重県では、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年6月30日、三重県手話言語条例（以下「条例」という。）を制定しました。

三重県において、身体障害者手帳（聴覚又は平衡機能障害）の交付を受けている方は、平成28年4月1日現在、約7,400人います。一方で、本県における登録手話通訳者は約120名にとどまっています。手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することなどが課題となっており、手話を使用しやすい環境を整備し、手話の普及等を図ることが求められています。

三重県における手話施策をさらに推進するため、条例に基づき、三重県手話施策推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

3 計画の期間

本計画は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の一部を構成することから、計画期間については、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」との整合を保つため、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

※ 現行の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は計画期間が平成 27 年度から平成 29 年度までであり、平成 29 年度に次期計画（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度まで）を策定する予定です。

4 基本理念

手話は、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図ることをめざします。

5 施策体系

条例に定められた 6 つの基本的施策を柱として取組を進めます。また、数値目標を設定して進行管理に活用し、P D C A（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより施策を推進していきます。

施策 1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第 8 条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

施策 2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第 9 条】

- (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

施策 3：手話の普及等【条例第 10 条】

- (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
- (2) 県職員に対する手話研修等の実施
- (3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

施策 4：ろう児等の手話の学習等【条例第 11 条】

- (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
- (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
- (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

施策 5：事業者への支援【条例第 12 条】

- (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用

に関する合理的配慮への支援

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

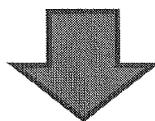
(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

<施策の展開イメージ>

基本理念

手話は、

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、
 - ②ろう者の情報取得、意思表示及び他人との意思疎通手段として必要な言語である、
- という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図る



施策体系

- 施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】
- 施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
- 施策3：手話の普及等【条例第10条】
- 施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
- 施策5：事業者への支援【条例第12条】
- 施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

◆第2章 施策の展開

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

(1) 県政情報の手話による発信等

ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めます。

<具体的な取組>

① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映（戦略企画部）

テレビ放送により県が提供する情報番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」(10分番組/月4回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して配信します。

② 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保（戦略企画部）

県庁見学等の来庁時において、手話通訳等による情報保障の確保に努めます。

③ 知事定例記者会見における手話通訳の実施（戦略企画部）

ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。

④ 県のイベント・会議等における情報保障の確保（各部局）

県が実施するイベントや会議等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。

⑤ 文化施設における情報保障の推進（環境生活部）

県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。

⑥ 選挙における情報保障の推進（選挙管理委員会）

政見放送及び経歴放送実施規程において手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙について、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。また、手話通訳付きの政見放送が認められている知事選挙について、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放送ができるよう対応します。さらに、参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充について、関係団体を通じ、総務省等へ要望します。

⑦ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進（健康福祉部）

誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。

⑧ 手話付き映像作品の製作・貸出（健康福祉部）

ろう者の情報入手や情報発信を確保するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います。

（２）手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めます。

＜具体的な取組＞

① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施（健康福祉部）

手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に応じるため、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。

② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討（健康福祉部）

ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。

（３）災害時等における手話による情報取得等のための措置

災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めます。

＜具体的な取組＞

① 福祉避難所の確保促進（健康福祉部）

災害時等における、ろう者の手話等による情報・コミュニケーション支援に資するよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。

② 聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築（健康福祉部）

災害発生時における、要援護聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。

③ 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進（健康福祉部）

三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提

供等に関する協定の締結を促進することにより、災害発生時における聴覚障がい者の手話等による避難所支援等を行います。

施策 2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第 9 条】

(1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めます。

<具体的な取組>

① 手話通訳者等の派遣事業の実施（健康福祉部）

三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。

② 手話通訳者の人材育成推進（健康福祉部）

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催するとともに、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催を検討するなど手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備に努めます。

③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施（健康福祉部）

登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。

④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進（健康福祉部）

手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。

⑤ 手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等（健康福祉部）

市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、知識及び技術の向上を図るとともに、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、市町等が実施する手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム策定に向けた検討を進めます。また、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。

⑥ 手話サークル団体の交流促進等（健康福祉部）

地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、手話サークル団体に係る情報提供を行い、県民が手話を学ぶ場の充実を図ります。

⑦ ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討（健康福祉部）

情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通支援のあり方等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。

⑧ 第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた情報支援ボランティアの養成（地域連携部）

平成33年に三重県で開催する第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催に向けて、手話を用いた情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組みます。

施策3：手話の普及等【条例第10条】

（1）県民が手話を学習する機会の確保等

市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めます。

<具体的な取組>

① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載（健康福祉部）

三重県手話言語条例の施行に伴い、条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。

② 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発（健康福祉部）

手話パンフレットや手話DVDなど、様々な広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。

③ イベント等を活用した手話の普及啓発（健康福祉部）

関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。

④ 県民向け手話講座の開催（健康福祉部）

聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。

（2）県職員に対する手話研修等の実施

県職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行います。

<具体的な取組>

① 県職員及び市町職員に対する研修の実施（健康福祉部）

県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。

② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進（教育委員会）

県内の教職員については、インターネットを活用した研修講座（ネットD E研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。

(3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することをふまえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めます。

<具体的な取組>

① 手話を学ぶ取組の実施（教育委員会）

小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話による合唱や演劇、地域の方に手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童・生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。

② 手話に関する授業や活動する機会の充実（教育委員会）

高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に依じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。

③ 手話についての理解啓発の促進（教育委員会）

聾学校において、小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレットを作成し、手話についての理解啓発を図ります。

④ 人権学習指導資料の活用（教育委員会）

手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会発行）の教材活用を各学校に働きかけます。

⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催（健康福祉部）

「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

<具体的な取組>

① ろう児に対する手話教育の環境整備（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組みます。

② 教職員に対する研修の実施（教育委員会）

聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。

(2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等

ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めます。

<具体的な取組>

① 保護者に対する手話講習会等の実施（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。

(3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めます。

<具体的な取組>

① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施（教育委員会）

聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。

② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等（健康福祉部、医療対策局、子ども・家庭局）

三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）と保護者を対象とした集団支援の一環として、保護者への手話学習会を実施します。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。

施策5：事業者への支援【条例第12条】

（1）事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めます。

<具体的な取組>

① 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣（雇用経済部）

県内各ハローワークが実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。

② 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知（雇用経済部）

労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一例としての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。

③ 観光施設等における情報保障の推進（観光局）

バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスを行います。

④ 福祉サービス事業所等に対する周知の推進（健康福祉部）

障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用に関する合理的配慮について周知を図ります。

⑤ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知（医療対策局）

医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力します。

<具体的な取組>

① 手話に関する調査研究への協力（健康福祉部）

ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。

<参考>各施策の取組工程

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施策1: 情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】					
(1) 県政情報の手話による発信等					手話付きテレビ情報番組の制作・放映 【新規】録画配信における手話の挿入
					県庁見学等の来庁時における情報保障の確保
					【新規】知事定例記者会見における手話通訳の実施
					県のイベント・会議等における情報保障の確保
					文化施設における情報保障の推進
					選挙における情報保障の推進
					「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進
					手話付き映像作品の製作・貸出
(2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等					三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施
					【新規】ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討
(3) 災害時における手話による情報取得等のための措置					福祉避難所の確保促進
					聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築
					災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進
施策2: 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】					
(1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充					手話通訳者等の派遣事業の実施
					手話通訳者の人材育成推進 【新規】県南部地域での通訳者養成講座の検討等
					手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施
					手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進
					【新規】手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等
					手話サークル団体の交流促進等
					【新規】ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討
					【新規】第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に向けた情報支援ボランティアの養成

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施策3:手話の普及等【条例第10条】					
(1)県民が手話を学習する機会の確保等					【新規】 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載
					【新規】 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発
					【新規】 イベント等を活用した手話の普及啓発
					【新規】 県民向け手話講座の開催
(2)県職員に対する手話研修等の実施					【新規】 県職員及び市町職員に対する研修の実施
					教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進
(3)幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進					手話を学ぶ取組の実施
					手話に関する授業や活動する機会の充実
					手話についての理解啓発の促進 【新規】 リーフレットの作成による理解啓発
					人権学習指導資料の活用
					学校出前授業及び子ども手話教室等の開催 【新規】 子ども手話教室等の開催
施策4:ろう児等の手話の学習等【条例第11条】					
(1)ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上					ろう児に対する手話教育の環境整備
					教職員に対する研修の実施
(2)ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等					保護者に対する手話講習会等の実施
(3)聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保					乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施
					聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等
施策5:事業者への支援【条例第12条】					
(1)事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援					障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣
					雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知
					【新規】 観光施設等における情報保障の推進
					【新規】 福祉サービス事業所等に対する周知の推進
					「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知
施策6:手話に関する調査研究の推進【条例第13条】					
(1)ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等					【新規】 手話に関する調査研究への協力

2 数値目標

上記の施策を展開するにあたり、以下のとおり目標とすべき数値を設定します。

項目	現状 ※1	平成32年度 目標
登録手話通訳者数（県）	92人	120人
手話通訳者の派遣件数（県）	644件	840件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※2	59.4%	80%
ホームページアクセス数 ※3	—	3,400件
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 ※4	約200人	1,000人

※1 「登録手話通訳者数（県）」及び「手話通訳者の派遣件数（県）」は平成27年度実績、「手話に触れたことのある子どもの割合」は平成28年度実績、「聾学校における保護者向け講習会の参加者数」は平成27年度実績（概数）

※2 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

※3 県の手話言語条例ホームページのアクセス数

※4 「平成32年度目標」は平成29年度～平成32年度の累計

◆第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

「手話は、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図る」という基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

(1) 県、市町及び関係機関等の役割等

- 県は、市町及び関係機関と連携・協力して、①手話を使用しやすい環境の整備の推進等、②観光地等において手話を使用しやすい環境の整備、③教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進に取り組みます。【条例第3条、第4条】
- 市町は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話通訳者等の派遣、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等に取り組むことが期待されます。【条例第8条～第11条】
- 関係機関は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等に取り組むことが期待されます。【条例第8条、第10条、第11条】
- 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとします。また、ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとします。【条例第5条】
- 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとします。【条例第6条】

(2) 県の体制

本計画に基づき、手話を使用しやすい環境の整備を推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、教育、労働など、それぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 計画の進行管理と見直し

条例第7条第1項の規定に基づき、本計画は県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部と位置づけられることから、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進行管理と併せて、下記により、本計画に基づく各取組の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

また、本計画は平成32年度を目標年度として策定するものですが、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂や本計画の進捗等の状況変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜必要な見直しを行います。

① 計画 (Plan)

本計画により、県における、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を定めます。計画策定については、三重県障害者施策推進協議会の手話施策推進部会において調査審議を行ったうえで、三重県障害者施策推進協議会等で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

② 実行 (Do)

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、教育、労働などの各分野が協議・連携し、総合的に推進します。

③ 評価 (Check)

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会等において報告し、施策の達成状況について、調査等を行うとともに、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

④ 改善 (Act)

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。

◆参考資料

1 三重県における聴覚障がい者の数

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障害者手帳交付者数	74,181 人	73,776 人	73,852 人
聴覚・平衡機能障害	7,378 人	7,405 人	7,369 人
三重県人口	1,820,324 人	1,811,228 人	1,809,330 人

※出典：身体障害者手帳交付者数（健康福祉部調査）、三重県人口（戦略企画部調査）
いずれも各年 4 月 1 日現在

2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況(全国)

(複数回答)

区分	総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
割合	100.0%	69.2%	30.2%	9.5%	18.9%	6.8%	5.9%

※出典：厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」

3 三重県における登録手話通訳者の数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録手話通訳者数（市町登録分を含む）	122 人	132 人	119 人

4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
手話通訳者養成講座の講師数	17 人	16 人	15 人

5 三重県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数

学部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
人数	23 人	31 人	14 人	24 人	6 人	98 人

※平成 28 年 5 月 1 日現在

6 計画の策定経過

三重県障害者施策推進協議会のもとに、専門委員9名で構成する「手話施策推進部会」（部会長：金城学院大学教授 林智樹氏）を設置し、有識者や当事者団体等の意見をふまえて計画を策定しました。

平成28年	8月	第1回手話施策推進部会
	11月	第2回手話施策推進部会（中間案検討）
	12月	県議会健康福祉病院常任委員会へ中間案を報告
	12月～1月	パブリックコメントの実施
平成29年	2月	第3回手話施策推進部会（最終案検討）
	3月	県議会健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告
	4月～	条例の施行、計画に基づく施策推進

7 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿

分野	委員名	所属・役職等
学識経験者	林 智樹	金城学院大学 教授
当事者団体	深川 誠子	三重県聴覚障害者協会 会長
	奥谷 勝幸	三重県立聾学校 PTA 前会長
手話関係団体	佐藤 俊通	三重県手話通訳問題研究会 会長
	松田 佳子	三重県手話サークル連絡協議会 会長
事業者団体	奥井 和彦	株式会社 東芝 四日市工場 総務部長
行政関係	中村 富美	伊勢市健康福祉部 参事 兼 高齢・障がい福祉課長
	森井 博之	三重県教育委員会 特別支援教育課長
	宮下 昌彦	三重県立聾学校 校長

オブザーバー	南野 忠夫	松阪市福祉事務所 松阪市子ども発達総合支援センター 所長 兼 障がいあゆみ課長
--------	-------	---

8 三重県手話言語条例(概要)

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める
 - (ろう者・手話通訳者等)
 - ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日

※計画の策定手続に関する規定は、公布の日施行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

三重県 健康福祉部 障がい福祉課

〒514-8570

津市広明町13番地

TEL : 059-224-2274

FAX : 059-228-2085

E-mail : shoho@pref.mie.jp